

◎ 申請時の注意事項(申請前に必ずお読みください。) * 申請書は2ページ目です。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 委任状は原本の提出が必要です。ただし、委任事項が複数ある委任状や、委任事項に原本還付の旨が記載されている委任状で原本還付を希望される場合は、原本と写しの両方を同封してください。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 相続人の方が申請される場合は、相続人であることがわかる書類(除籍や戸籍等)の写しの提出が必要です。ただし、市に代表相続人や納税管理人の届出をしている場合は提出不要です。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 藤沢市外にお住まいで住民票上同一の世帯員の方の証明が必要な場合は、委任状又は続柄が省略されていない住民票の写しの提出が必要です。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 法人の証明書が必要な場合は、申請書又は委任状に法人実印(設立時に法務局に届出している印)の押印が必要です。申請者が代表者本人であっても押印は必要です。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 継続検査用の軽自動車税納税証明書の申請には、本人確認や委任状は不要です。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 同封する本人確認書類について、弁護士会、司法書士会、税理士会などの会員証は有資格証等と扱いますので、もう1点本人確認書類が必要です。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 納税証明書は必要な年度や税目、所有形態を1通にまとめて発行することはできません。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 定額小為替には何も記入しないでください。また、発行から5か月以内のものを同封してください。なお、つり銭が発生した場合はすぐに返送できないことがあります。 |
| <ul style="list-style-type: none">● 本人確認書類記載の住所と返送先が異なる場合は、その説明資料を提出してください。 |

証明書は、申請書類が市役所に到着した翌日から起算して3日(土日祝日除く)以内に返送しています。

申請内容に不明点や不備がある場合は、問い合わせさせていただくため、返送が遅れます。なお、4月は申請が集中するため、返送までに7日程度の時間を要します。

